

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
1	中間報告書(案) 土地利用方針等 (中間素案)	1 2	高層マンション建設の計画	「マンション建設に反対するために」を「高層建築物の建設を反対するために」に修正する。	「高層建築物を規制できる地区計画の施行を求めるために」と修正しました。
2	中間報告書(案) 土地利用方針等 (中間素案)	1 2	高層マンション建設の計画	「継続的な協議を行ってきた。」に続いて「さらに、一部海岸地権者(利害関係人)により、茅ヶ崎市のマンション建設・海岸法8条の許可について、行政不服審査法に基づく異議申し立てが出ている。」を追加する。	「また、現在、市が行った海岸法8条による許可に対し、市民から行政不服審査法に基づく異議申し立てが行われている。」と追加しました。
3	中間報告書(案) 土地利用方針等 (中間素案)	2 3	国有地の払い下げ	「土地の転売等による既往の土地利用方針を逸脱した土地利用」中、「既往の土地利用方針」とは何をさすのか？	「当該地区が無秩序な土地利用とならないように地区計画を指定している」と改めました。
4	中間報告書(案)	28	海岸保全区域の説明	「～水面においては干潮時の水際線からそれぞれ50m以内とする。」に続いて「ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ50mをこえて指定することができる。」を追加する。	「ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ50mをこえて指定することができる。」と追加しました。
5	中間報告書(案)	34	まちづくりの課題	「将来像に基づき、土地利用を規制・誘導していく方策(法的規制)のあり方を検討し、法規制の修正・変更等を関係機関に要望していく必要がある。」中の法規制の修正・変更等とは、いかなる法規制であるか。	都市計画等の法的規制を検討していくものです。(18ページに記載しております。)
6	中間報告書(案) 土地利用方針等 (中間素案)	54	海浜地区の説明	「サイクリング道路南側の海浜地区は、自然環境の保全と砂浜・海辺の環境を生かしたレクリエーション、イベント空間としての活用、漁業に必要な施設の設置などを図っていく。」中、「サイクリング道路南側の海浜地区」を「国道134号線南側の住宅・商業施設を除く海浜地区は」に改める。	「土地利用方針」の次に、「グランドプランでは、国道134号から南側の区域は、概ね20年度には自然環境と景観形成に配慮した海岸として、一体的な自然空間の確保を目指すものとする。当面の土地利用ゾーニングを以下のように考える。国道134号以南におけるゾーニングを大きく「海浜地区」、「A～C地区」に区分し土地利用方針を検討した。」と追加しました。
7		55	B地区の現状と課題	「推進会議では、建物を建築する場合の空間イメージとして、高さ15m以内で、国道134号線より海への眺望が確保できる土地利用を提案している。」とあるが、15mの根拠をどこに求めているのか不明である。	市内の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域において高さ制限が15mとなっていること。また、提案した建物は、3階層であり、コンベンションホール等の用途を考慮し、高さ15m以内としました。
8	中間報告書(案) 土地利用方針等 (中間素案)	1 1	地区の状況	2度にわたって行われた特別用途地区指定(高度地区指定業務)のための行政の取り組みについての記述がないので追記する。	「平成14年から、この地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等実現を図るべき特別の目的を明確に設定するため特別用途地区として指定するよう検討を重ねてきた。本地区が新総合計画後期基本計画やちがさき都市マスタープランにおいて観光資源としての活用やふれあいを育む交流拠点に位置づけられ、多くの観光客を誘致し、交流を高める地域としての土地利用方針が示されており、漁業振興や観光・レクリエーション施設の集積が高まるよう用途地域を補完し、土地利用の規制と緩和を可能とするためである。しかし、地元との協議では、共同住宅や教育施設、老人ホーム、漁業・観光振興以外の事務所などの設置を規制することについては理解を得られたものの、床面積の緩和により大規模な施設が立地すること、娯楽施設が設置されるなどの点での理解を得ることができず、平成17年10月に特別用途地区指定を断念した経過がある。」と追加しました。

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
9	中間報告書(案)		1 高層マンション建設の計画	景観まちづくり審議会での議論(意見)、それに基づいて行われたバルーン実験についての記述がないので追記する	「高層マンションの建設計画にあたり、茅ヶ崎市景観まちづくり条例に定める一定規模以上の建築物の新築に係る届出が平成17年12月26日であったため、市長は平成18年1月19日に茅ヶ崎市景観まちづくり審議会に諮問した。審議会では、建設予定地が本市の良好な景観の形成に重要な地区であり、予定されている建築物の高さが、この地域の景観に与える影響が甚大であるとの認識があり、高さの検証を行った。 平成18年1月25日に建設予定地の隣接地において、予定されている建築物と同程度の高さにバルーンを予定建築物の四隅に対応させて4基掲揚した。その結果、建設予定地の景観を検討する場合の重要な要素として「富士山」「箱根・丹沢の稜線」「松林」「砂浜」「海水面」を抽出した。また湘南海岸から富士山を主対象とした眺望景観の考察において、本建設予定地もその対象場として眺望景観を構成する要素のひとつと確認された。 これらを踏まえマンション建設計画を検証すると建物の高さは前記重要景観要素を著しく阻害し、富士山を主対象とする眺望景観における各景観要素の関連性も損なうと予測され、また建設予定地一体が多数の市民が行き憩いの場であることから、高さのみでなく建物のボリュームについても問題があると推察された。 審議会は平成18年2月9日、市長に対し予定される建築物の高さについては是正する勧告を行うこと等の答申を行った。」と追加しました。
10	土地利用方針等(中間素案)		1		
11	中間報告書(案) 土地利用方針等(中間素案)		1 3 国有地の払い下げについて	昭和59年の関東財務局による国有財産実地監査がそもそもの発端になっているので、その監査結果について記述する必要がある。	監査結果については、「昭和61年には、当時の大蔵省理財局長より「住宅、工場等の建物敷地として占用されている等で、その使用目的・立地条件等の現況からみて、用途廃止のうえ引継ぎの処理促進を図る必要がある」と通知された。」と追記しました。
12	中間報告書(案) 土地利用方針等(中間素案)		2 4 茅ヶ崎海岸グランドプランの位置付け	国土交通省の「海岸景観形成ガイドライン」について記述する必要がある。	概念図に「国の動向」として「海岸法、景観法、海岸景観形成ガイドライン」を追加し、それぞれの趣旨を「中間報告書案第2章」に「その他考慮すべき法令及び計画等」に記述します。
13	中間報告書(案)	49～50、55		B地区地権者の回答、意見についての記述がわかりにくい	当日の会議の発言内容をそのまま記載したものであり、加筆・修正は不相当であると考えます。
14				海岸近隣に大規模建築物が立つことでの光の影響による海中生物への影響について	「景観方針」及び「緑・自然環境方針」において検証します。
15				20年後に自然に戻すということに関するその後の自然回復に対する影響	土地利用の基本的な考え方としては、現在の土地利用の更なる規制と誘導を行いながら、段階的に自然空間の確保を図るものであり、自然環境への負荷の段階的な低減を行っていきます。
16				B地区のフィッシュセンター跡地に何も建てずに自然にかえすというプランの評価・検討	公園等の空間として確保する可能性について当該地区の土地所有者と協議を行った結果、本地区で新たな事業展開を行う意向が強く、建物を建てた場合の条件に関する協議となり、現在に至っています。

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
17				環境基本計画の茅ヶ崎市の最上位計画としての優位性の観点から考えたランドプランの再考	環境基本計画の理念を十分に踏まえ計画の検討を行います。特に、「緑・自然環境方針」において環境保全に関連する具体的な方策を位置付けます。
18				漁港地区の乱開発の阻止と自然保護	漁港区域のうち払い下げが予定されている漁港背後地については、転売等による乱開発への対応が課題であり、具体的な方策を検討していきます。
19				市内海岸線全体とのバランス	市内海岸線全体の景観方針については、現在、景観法にもとづく景観計画において検討が行われています。本地区の土地利用や景観の方針については、景観計画に直接的に反映をさせ、相互の調整を行います。
20				海岸貴重動植物の保護	「緑・自然環境方針」において位置づけを検討します。
21				自然環境の立場の意見聴取のために、茅ヶ崎の自然環境を考える会へのヒアリングをすること	8月27日に実施しました。
22				私は元町に住む子ども2人の4人家族です。 時間のある休日にC地区の駐車場を利用し、海岸で遊んでおります。 C地区はマリンスポーツ支援ゾーンとして、マリンスポーツ・レクリエーションのためのスペースと計画されており、いままで通り駐車スペースを確保した、市民をはじめ皆さんの憩いの場として維持いただけてますと幸いです。 ご承知のとおり、藤沢地区では砂浜が辛うじて残っておりますが、茅ヶ崎にはあまり残っておりませんので、是非いまの環境を維持していただければ、と願っております。 どうぞ宜しく願い申し上げます。 私は、2ヶ月に一度ほど当地区の流木やゴミを拾い、これを燃やし(砂浜に直火ではありません)焼芋などを作り子ども達とアウトドアを楽しみながら、環境を考える小さなクラブを営んでおります。地下燃料(ガス、ガソリンなど)を使わない地上燃料(流木、燃えるゴミ)の使用は、もともと地上の資源を循環しており、環境に優しいと考えられております。また、ゴミを拾うことで子ども達の自然環境に対する興味、砂浜の侵食、地球温暖化など、楽しみながら学ぶことができます。この茅ヶ崎海岸を通して、少しでも子ども世代に環境を考える力を育てられれば、と考えております。	駐車場の確保については、「交通ネットワーク方針」において検討します。
23	土地利用方針等(中間素案)	3ページ	国有地払い下げ	なぜ、昭和59年、当時の大蔵省関東財務局による公共財産実地監査が茅ヶ崎漁港地区で行われたのか。「漁業関係者の住宅等は、国有地を占有する土地利用となっている。」とあるが、なぜこのような利用形態となったのか、記述願いたい。	前段、当時の監査を実施する旨の文書がなく、不明です。 後段、市文化推進課に状況を確認し、「地区の状況」に「茅ヶ崎漁港周辺地区は、江戸時代より地引き網等を主体とした漁業関係者による網干場や道具を置く倉庫、魚の加工のための建物が設置され、これらの施設の一部が仕事場から住宅等に変化してきた。」と記述しました。

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
24				当該地区は、第一種住居地域であるとともに、漁港区域であり、海岸保全区域であるはずである。その土地利用区のA地区に、なぜ茅ヶ崎市が上下水道や街区道路を整備しなければならないのか記述がありません。	《国有地の払い下げ》の最後の段落に「現時点では、第一種住居地域であり、良好な居住環境の確保のため最低限の基盤整備を行う。」旨の記述を追加します。
25				国有地の払い下げにあたっては、用途地域と市街化調整区域に逆線引きするなかで、漁業振興(釣船等遊魚を含め)を目的とされたい。	市街化区域や用途地域の見直しについては、既存の土地利用の状況や地権者の合意形成を踏まえ、実現が可能になります。グランドプランの土地利用方針を継続的な進めるなかで、一定の空間確保を図りながら、法規制の見直しを検討していきます。
26				プライダル施設・建物は、茅ヶ崎海岸にふさわしく。市民参加・合意が得られるシステムの構築が必要と考えます。	グランドプランの主旨を踏まえ、茅ヶ崎海岸にふさわしいものになるよう、事業者と協議を行っていきます。
27				今後の周辺について、上記に倣い、自然保存、景観保存・創生に向けて計画・策定とする。	「景観方針」及び別に作業する景観計画の策定において検討します。
28				「石畳」をはがし元の砂浜に戻す。馬鹿げた、恥ずかしい(税金の無駄使い、自然破壊)行為を今後行わないよう、市民参加のシステムを構築する。	現在の公共施設の再整備や景観的修復については、「景観方針」に方策を位置付けます。
29				魚市場の拡充不要。現状の中で消化できる。拡充に見合う採算性工場を望むべくもない。漁獲高・流通市場性など公費を投資の価値はない。市・県の財政にそんな余裕はない。あれば他に使う。	魚市場の設置については、具体的な議論はなく、グランドプランにおいては、位置付ける予定がありません。
30				今後の窓口について。企画調整課・グランドプラン推進会議とし、複数としないことを事業者にも徹底されることを望みます。混乱とロスが生じないよう、指導制の発揮を望みます。	「マネジメント体制」の検討の過程で、具体的な検討を行います。
31				まず、「2. 漁港周辺地区における問題点と課題」の「法規制の整序」の現況の4つ目の○で都市計画について触れているが、現状規制されている地区計画についても触れるべきではなからうか。これは「建築物の高さ制限」の現況の4つ目の○にあるが、高さ制限に関係の無い項なので、法規制の整序に移すべきだと考えるがいかがだろうか。	ご指摘のとおり修正します。

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
32				<p>「4. 茅ヶ崎海岸の土地利用ゾーニング」の「土地利用方針」のなか「B地区」の項に「共同事業を検討」とあるが、検討の時期をどう考えるのだろうか。今回の契機となったマンション予定地については事業者が土地を購入したときには既にマンション事業が確定していたはずである。つまり土地の購入は事業のスタートであって、事業化(構想)のスタートではないということは、土地利用を含め事業に携わる者であれば当然のごとく認識している。既存の地権者が事業を構想するのならまだしも、今回のように新たな事業者が現れた場合にはどのように対処するのだろうか。奇しくも、マンション予定地には、現状の地区計画にあわず、市民の賛同も得ていない結婚式場などという、市民のためにならない事業者の独りよがりな事業が計画されているようである。そうした事業に「土地利用方針案」にある「交流空間の整備」などできるのだろうか。契機となった土地に早速、グランドプランにあわないものができてしまう現実には対応できず、20年後にも現状と変わらず散漫な景観でしかないのではないだろうか。また、そうした「共同事業」に対して、誰が共同事業を行うのか、万が一に事業が破綻したときの責任の所在はどこに、誰が負うのだろうか。そうした事業体についての責任が市民に負わされるのであれば、まず事業体について市民の賛同を得ておくべきであると考え。こうしたプランが、これまでの市のプラン同様「絵に描いた餅」とならないよう期待したいものである。</p>	<p>現時点においては、各地権者の事業に関する考え方が違い、共同事業化は困難です。したがって、地権者会議により、地区の事業展開におけるルール化を検討するとともに、「景観方針」において建物の形態・意匠制限を検討し、全体のコンセプトの統一化を図っていきます。</p>
33				<p>・漁港と海水浴場とが分離しているのもっと一体となった開発(公園化)をして欲しい。現状だと コンクリートやテラポッドで分けられていて容易に行き来ができない。</p>	<p>漁港から海水浴場にかけての連続性の確保が重要な課題です。「景観方針」及び「緑・自然環境方針」において具体的な方策を検討します。</p>
34				<p>・トイレ、シャワー&amp;更衣室の設置 平塚のピーチパーク、鶴沼の海浜公園にあるようなキレイで使いやすい設備を！</p>	<p>海岸利用者のための利便施設の整備を検討します。</p>
35				<p>・景観を重視した再整備          ・サザンビーチ上にある電柱の撤去、          ・クルマ止め・自転車止めに使われているパイプ(工事現場の足場のような)を撤去し、景観に考慮した柵の設置          ・テラポッド(波消しブロック)を撤去し、自然石の石積みに          ・市営プール脇のどぶ川の場所の移設または カバーを</p>	<p>ご指摘の事項については、「景観方針」においてその位置づけを検討します。</p>
36				<p>・駐車場の明確化 現状は漁港北側に秩序なく駐車され、サイクリングロードを横断するため危険！</p>	<p>駐車場の確保及び歩行者動線の確保については、「交通ネットワーク方針」において検討します。</p>
37				<p>・漁港や釣り船関係者の秩序ある海岸利用 漁具や網、車を秩序なく放置している現状</p>	<p>駐車場の確保については、交通ネットワーク方針の項にて検討します。</p>

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
38				・「えぼし号」を海岸近くの市道まで乗り入れ、海までのアクセスを良くする。(134号線の下までアクセスして 車椅子の人にも気軽に潮風を感じてもらおう)	公共交通による交通アクセスの確保については、「交通ネットワーク方針」において検討します。
39				・サイクリング用自転車の貸出をするなら利用しやすい海岸に！（県営駐車場の設置では 利用者は少ない）	レンタルサイクル等自転車利用の促進については、「交通ネットワーク方針」において検討します。
40				<p>表紙に「土地利用方針等の案がまとまりました」とありますが、これは従来の都市計画、各会議、地権者等々の意見を延々と書き連ねた文書でしかありません。これを「土地利用方針案」とするならば、実に矛盾に満ちた内容となっています。さらに管理責任者である市長と行政は、独自の方針を何ら示していません。一般社会ではこのような文書は「案」として通用するものではないことを自覚してください。ここでは、大きく矛盾している点を述べるにとどめます。</p> <p>「グランドプランでは国道134号から南側の区域は、概ね20年後には自然環境と景観形成に配慮した海岸として、一体的な自然空間の確保を目指す」と明記されています。しかし、文書には国有地の払い下げについては決定済み事項であり、平成20～21年度で整備工事を行う予定として、その課題点を羅列するにとどまっています。どこにも「計画見直し・撤回」を検討するという文字は見られません。</p> <p>そもそも海岸地区に問題の高層マンション建設が計画されたのは、この地の国有地払い下げとその転売に原因があるのは明白です。国有地の払い下げに関して「課題がある」としながら、払い下げと市街化整備に若干の修正をほめめかす程度で、どうして20年後に134号から南側の自然空間を確保できるのでしょうか。行政ではこれを大いなる矛盾とみなさないのでしょうか？</p> <p>グランドプラン推進会議というテーブルを用意し、そこに問題の解決をゆだねることで、行政の責任を回避しているようにしか見えません。</p>	<p>グランドプランの案の検討にあたりましては、市が事務局として参加し、行政内部の調整を行いながら、計画づくりを進めており、行政の意向も反映しつつ、検討を行っています。</p> <p>国有地の払い下げにつきましては、長い経過のなかで、地権者や関係団体、国、市により進められてきたものですが、土地利用の規制を行い、できる限り建物のボリュームを抑え、強固な建物を抑制するため、地区計画を指定し、本グランドプランにおいてさらなる規制・誘導を行いながら、緑化と空間確保を進めていくものです。</p> <p>現実的な手法を活用し、地権者の合意形成を行いながら、段階的に、本来の本地区が目指す将来像に近づけていくことが必要であると考えます。</p>
41				長い間保存されてきた茅ヶ崎海岸の美しい自然景観が、私たちの時代に破壊され、コンクリートの威圧的な建造物で損なわれることのないよう、明確な方針が求められます。B地区の土地利用については、第2案ではなく、第1案を採用し、さらに練り上げてください。134号北側地区の利用には賛成できません。	地権者との協議において、第1案は、地権者により否定されています。今後は「景観方針」により、建物の形態・意匠等の制限を検討していきます。

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
42				<p>江戸時代の広重・北斎の浮世絵にあるように、白砂青松の海岸のかなたに富士山をおおぐ湘南地方の海岸の景色は、本当に美しいものです。私たち茅ヶ崎市民は、長い間、この海岸の自然を生活の一部として楽しんできました。このすばらしい自然景観は、子孫の時代まで大切に残さねばなりません。</p> <p>日本は、四季の変化に富み、自然の美しさは世界に誇るべきものでした。明治大正期に日本を訪れた多くの外国人が、日本の自然の美しさを讃えました。しかし、戦後60年間の開発で、日本の多くの都市が画一的な建造物によって個性を失い、さまざまな自然景観が台無しになってしまいました。長い間受け継がれてきた景観を、短期間に破壊してしまったのは、戦後の日本人の大失敗でした。</p> <p>幸い茅ヶ崎市では、バブル景気の時代に大規模開発が行われなかったおかげで、古くからの海岸の自然が破壊されることがなく、今日にいたりました。海岸浸食、海水の汚染、海浜の汚れなど、解決すべき課題は多々ありますが、基本的には、すばらしい海岸が受け継がれたといえましょう。</p>	<p>ご指摘の茅ヶ崎らしい海岸を再生し、自然環境や景観に配慮した土地利用を進めていきます。</p>
43				<p>今の時代に生きる私たちは、この海岸の美しい自然景観を守り、次の時代に引き継がなければなりません。これまで、国道134号線の南側には大規模なコンクリート建造物がなく、比較的好ましい景観が維持されてきました。これを少数の事業者の営利目的のためにぶちこわし、全体的な景観を破壊するような建築は許してはならないことです。</p> <p>高層マンションの計画は、事業者が土地を手放した結果、ひとまず回避され、よかったと思いますが、その後の土地利用の計画についても、海岸の自然景観保全の観点から、十二分に配慮が必要だと思います。</p>	<p>「景観方針」や「緑・自然環境方針」において、自然環境、景観に配慮した土地利用の方策を検討していきます。</p>
44				<p>中間素案の「4. 茅ヶ崎海岸の土地利用ゾーニング」の「(1)土地利用の基本的考え方」に関しては、①の自然環境保全の考え方に優先します。「(2)土地利用ゾーニング区分」では、「国道134号北側沿線地区の一部も含めた検討」が言及されていますが、国道南側の環境保全のために、国道北側の開発を提言するのは、北側地区に新たな問題を持ち込むことです。北側地区住民の犠牲によって海岸の景観を保護しようとするのは、本末転倒です。</p> <p>B地区のあり方については、仮に今回結婚式場等の建設がやむを得ないとしても、20年後には自然景観を復元することを切望します。戦前には、国道134号線の両側にすばらしい砂丘がありました。海岸の浸食問題に全力をあげて対処し、海と砂浜の汚れを除き、できるだけ自然を復元して次の世代に引き継ぐことが、私たちの使命です。開発によって高収益をあげるのには、それにふさわしい土地で行うべきであり、かけがいのない茅ヶ崎海岸の自然景観をぶちこわすのは論外です。</p>	<p>国道134号北側の開発整備については検討していません。しかしながら、134号北側沿線の景観保全については、検討が必要と考えています。</p> <p>ご指摘の主旨を踏まえ、「景観方針」や「緑・自然環境方針」において、自然環境、景観に配慮した土地利用の方策を検討していきます。</p>

中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
45				今は、茅ヶ崎海岸の自然を守れるかどうかの瀬戸際です。グランドプラン策定は歴史的な重い課題であり、将来に禍根を残さない解決を切望します。	地権者、関係団体ともしっかりと議論を行い、計画的で実現性のあるプランを策定していきます。
46	土地利用方針等 (中間素案)	18		「土地利用の基本的考え方」において、「概ね20年後には～」と将来像(グランドプランの目標)が述べられていますが、それに対応する図がないため、印象に残りません。市民に正しく情報を伝えるために、将来像(グランドプランの目標)のイメージ図が必要です。	イメージ図については、現時点では、具体的な検討を行っていませんが、ご指摘の主旨を踏まえ、新たに検討を行います。
47				この将来像(グランドプランの目標)を現実化するためのプロセスを示す方策(アクションプラン)こそが、グランドプランだと考えます。そのような合意が会議の中で形成されているにもかかわらず、それに関して具体的な言及がありません。具体的なプランを推進会議で検討し、文章化していく必要があります。	今後、検討します各方針のなかで、具体的な方策を示します。
48				グランドプラン推進会議は正式な行政の委員会ではありませんが、市長も仰るように茅ヶ崎市の顔である茅ヶ崎海岸の将来像を決める重要な会議です。今回のような意見集約は、他のパブリックコメントと同様に扱い、もっと積極的にPRをするべきです。	プランの案として最終的にまとまった段階で、再度、意見集約を行います。
49				海浜地区・A,B,C地区と、地図上で分け、それぞれの地区に対して現状/課題/土地利用方針案が記されていますが、地図と文字からだとなかなか将来像が掴み難いので、その将来像に向かって、どのようなステップでどのように変えて行こうとしているのかも解り辛いです。これは、私だけでなく、グランドプラン推進会議の委員の皆さんや市役所の方々にとっても同じではないでしょうか。各地区それぞれについて、ステップ毎の(H21に払い下げがあるので、とりあえず3年毎の)「浜から見た透視図」、「134号線から見た透視図」、「富士山を望む透視図」を、最終目標年の図まで作成して、各ステップでの透視図を実現するために必要な項目(未使用地を買い取り市が？ファンドが？・ファンドを作る・規制の整備等)を明確にして進めるのはいかがでしょうか。委員の皆さんや市役所の方々それぞれが同じ像をアタマの中に描いてグランドプランを進めて行けるようになるのと、各地区の地権者や住民、茅ヶ崎市民も、このような形で提示・説明された方が理解しやすいと思います。地権者や茅ヶ崎市民への説明が済んだら、最終目標透視図(将来像)の看板を当該地区サイクリングロード付近に設置して、地域住民やそこを訪れる人々への意識付けをしましょう。	各方針において、具体的な方策を示し、全体の計画プログラムとして整理し、計画に掲載します。ご指摘の事項につきましては、この一連の作業のなかで参考とします。



中間素案等に対する意見とその回答案

項番	冊子	ページ	箇所	意見	回答案等
50				<p>現在の茅ヶ崎市の漁港地区の土地利用方針について、当会は、別添「ちがさきハマヒルガオ海浜緑地構想」を提案いたします。県営西浜駐車場(24時間対応や、東側に階段整備)や民間駐車場の再整備をはかれば、海岸に漁業者(釣客専用)の駐車場(100台収容)を市単独費6千万円(漁港区域整備構想試算)かけて設置することはないと思います。</p> <p>海岸はアンケート(当会講演会でサザン・ビーチのイメージ?)にあるように「いつでも、だれでも、海の景色を楽しむことができる」を前提に土地利用を考えていただくよう提案いたします。あわせて、アンケートの市民の意見も参考にし</p>	<p>ご提案の構想については、「緑・自然環境方針」において、実現の可能性について検討します。</p>